

# 民法入門 目次

第1章	財産法	2
1	売買契約	3
2	権利能力・意思能力・行為能力	5
3	代理	10
4	公示の原則	12
5	二重譲渡	14
6	静的安全と動的安全	17
7	公信の原則	18
8	即時取得	19
9	共有	21
10	債権譲渡	23
11	債権を保全するための制度	25
12	債権の消滅	26
13	契約の存在の否定	28
14	債務不履行	33
15	危険負担	35
16	契約不適合（担保責任）	36
17	債権を担保するための制度	39
18	時効	51
第2章	家族法	54
1	親族関係	55
2	相続人と相続分	62
3	代襲相続	66
4	遺言	68

いよいよ、民法の全体構造がスタート!  
ここから先は、ロッキー先生と一緒に、  
民法の基本を学びます!



<登場人物紹介>



<ロッキー先生>



<さおり先生>



<生徒：ヒロシ>



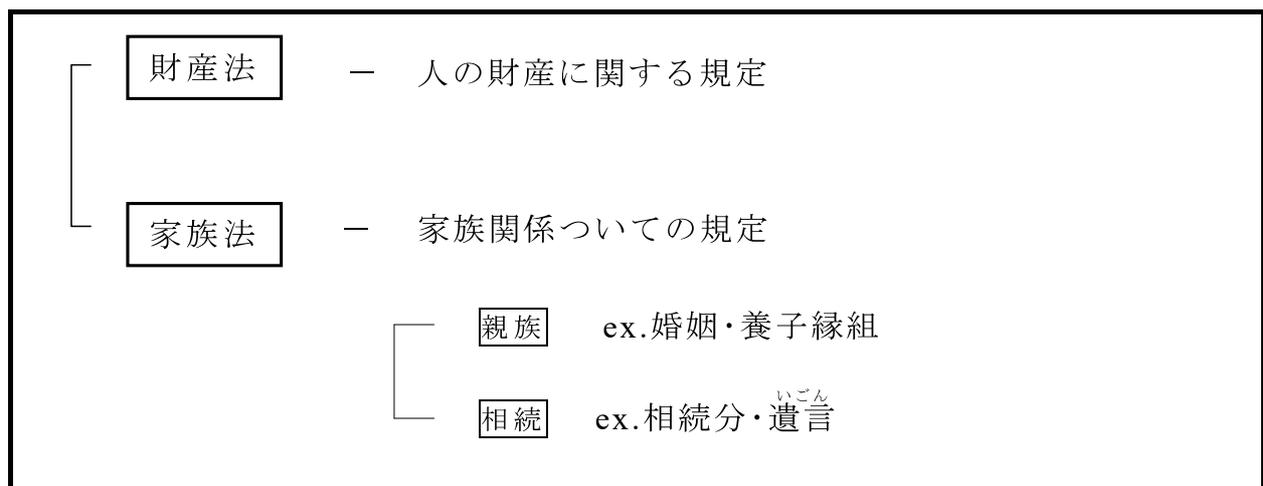
<生徒：マサオ>



<生徒：リナ>

# 第 1 章 財産法

- 1 売買契約
- 2 権利能力・意思能力・行為能力
- 3 代理
- 4 公示の原則
- 5 二重譲渡
- 6 静的安全と動的安全
- 7 公信の原則
- 8 即時取得
- 9 共有
- 10 債権譲渡
- 11 債権を保全するための制度
- 12 債権の消滅
- 13 契約の存在の否定 or 契約をやめる
- 14 危険負担
- 15 債務不履行
- 16 契約不適合（担保責任）
- 17 債権を担保するための制度
- 18 時効





キーワード : 「契約」 (けいやく) ・ 意思表示 (いしひょうじ)

契約 : お互いの意思表示 (「売ってくれないか」「いいですよ」) が合致することによって成立する法律行為

意思表示 : 法律効果の発生を欲する自分の意思を相手に伝えること

キーワード : 「所有権」 (しよゆうけん)

物を 使用 ・ 収益 ・ 処分 できる権利 (206)

ex. 使用 : その車を使う

収益 : 人に貸して賃料をとる

処分 : 人に転売する

所有権は、「物権」のグループの1つ

キーワード : 「物権」 (ぶっけん)

「物」に対する権利

キーワード : 「債権」 (さいけん) ・ 「債務」 (さいむ)

① 債権

a 人に何か請求できる 権利

⇒ 債務者 (人) を通じて実現できる権利

b 債権を有しているのが「債権者」

② 債務

a 人に何かしなければならない 義務

b 債務を負っているのが「債務者」

## 権利能力・意思能力・行為能力

ex. 認知症となった父親に対し、息子は後見開始の審判を申立て、その開始の審判と同時に息子は後見人に選ばれた。

ふと散歩に出かけた父親が、三度笠をかぶり、楊枝をくわえ、100万円の日本刀を買ってきた。

後見人に選任されている息子は、この契約を取消せるか？

A



B

C



(被後見人)



(後見人)

キーワード : 「権利能力」 (けんりのうりよく)

権利・義務の主体となりうる地位・資格

- ①物権や債権が自分に帰属する
- ②自分が相手に債務を負う

## < 権利能力を有する者 >



## キーワード : 「意思能力」 (いしのうりょく)

行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力  
⇒ 7歳～10歳程度の子供の精神能力

ex. コンビニで売買契約をすれば、おにぎりの所有権が自分に移る代わりに、自らは代金債務を負うということがわかっているかどうか。

意思能力のない者 (ex. 就学前の幼児・高度の精神病患者・泥酔者) がした行為  
⇒ **無効** (3の2・大判明38.5.11)  
※ 私的自治の原則によって無効となる。

理由



第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

意思能力を欠く状態でなされた法律行為が無効であることは判例上確立されていた (大判明38.5.11) が、これを明文化したものの。

## キーワード : 「私的自治の原則」 (してきじちのげんそく)

人が権利を取得したり、義務を負うのは 自分の意思に基づくもの であるという原則。

結局、自分の事は自分で  
決めるって事だ!



キーワード : 「行為能力」 (こういのうりょく)

法律行為の効果を確定的に帰属させる能力

確定的:取り消すことはできず、完全に有効

キーワード : 「制限行為能力者」  
(せいげんこういのうりょくしゃ)

単独では、法律行為の効果を確定的に帰属させることができない者

① 未成年者
--------

② 成年被後見人
----------

③ 被保佐人
--------

④ 被補助人
--------

制限行為能力者が単独で行った行為

⇒取り消すことができる

理由

※行為当時、意思無能力であったことを証明するのは難しいので、一般に能力不十分な者を定形化・類型化し、制限行為能力者の保護を図る。

定義なんて、覚えなくていいんだ！  
大切なのは、イメージ、イメージ！  
ほらっ、ジャンジャン行くぞ！



キーワード : 「成年被後見人」 (せいねんひこうけんにん)

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、後見開始の審判を受けた者

ex. 高度の精神病患者・認知症

後見開始の審判がなされる場合

⇒家庭裁判所は、職権で「成年後見人」を選任する

平成30年(家)第123号 後見開始の審判申立事件

## 審 判

住所 大阪府大阪市港区築港2丁目〇番〇〇号  
申立人 甲野一郎

本籍 大阪府大阪市港区築港2丁目〇番〇〇号

住所 大阪府大阪市港区築港2丁目〇番〇〇号  
本人 甲野太郎

昭和5年5月5日 生

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

### 主 文

- 1 本人について後見を開始する
- 2 本人の成年後見人として、大阪府大阪市港区築港2丁目〇番〇〇号甲野一郎を選任する。

平成30年7月20日

大阪家庭裁判所

家事審判官 天満 弥太郎

## 【成年被後見人の法律行為】

### (1) 原則

- ① 単独で有効な法律行為はできない
- ② 成年被後見人が単独でした行為



キーワード : 「取消」 (とりけし) ・ 「追認」 (ついにん)

取消 : 一応有効な法律行為を遡って、無効にすること

追認 : 一応有効な法律行為を確定的に有効にすること

結局、追認ってのは、  
取消権の放棄だよな！



### (2) 例外

日用品の購入・その他日常生活に関する行為  
⇒ 単独でやっても 確定的に有効

理由

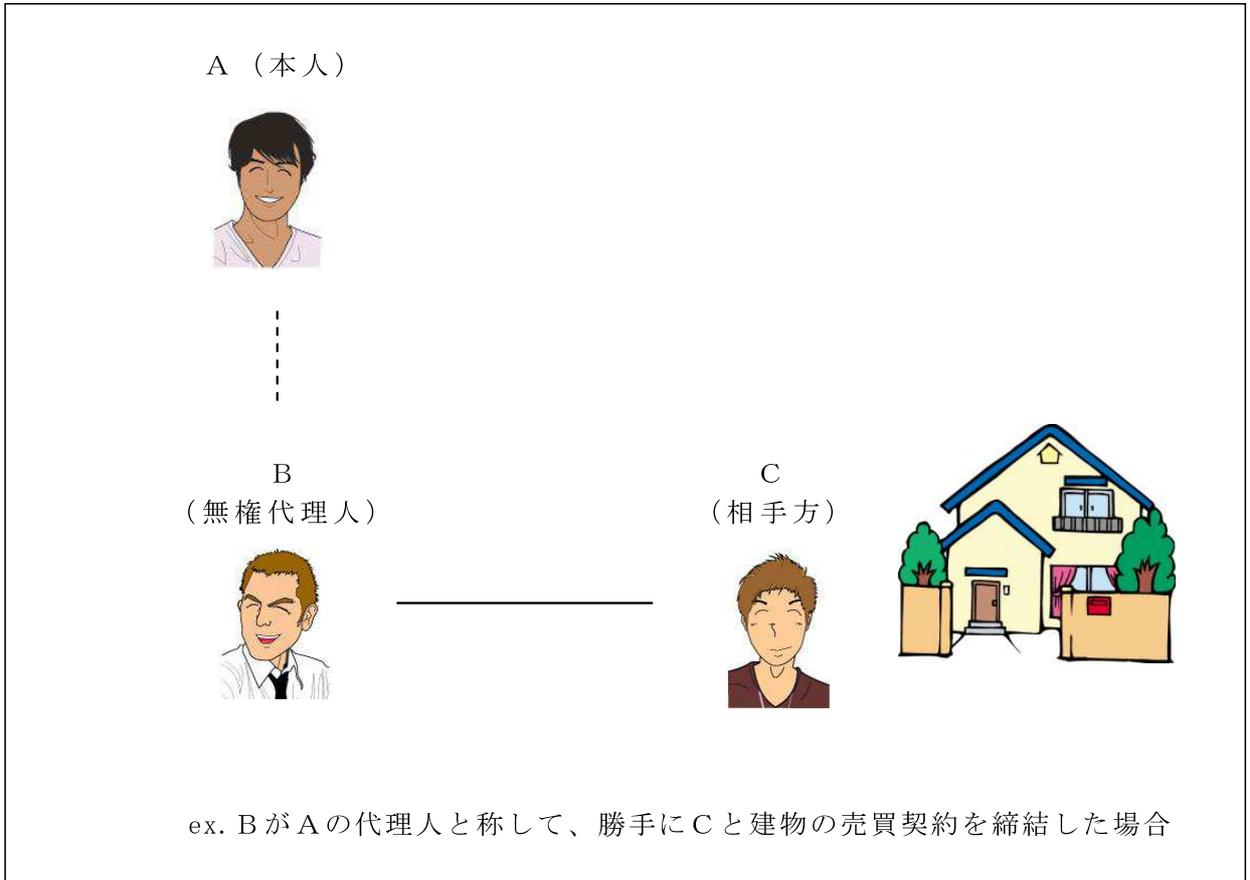
ex. 食料品・衣料品の購入等

※生活必需品の購入のようなことまで取消の対象とすると、本人の自己決定権に対する過剰な介入となってしまうから。

残存能力の活用を妨げ、社会からの隔離を助長することにもなる。

3

代理



A (本人)



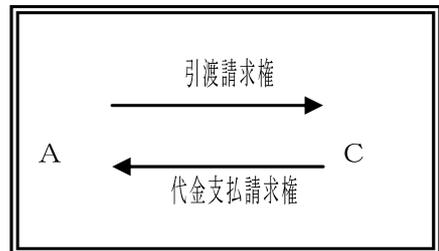
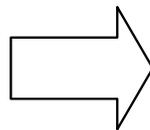
B (代理人)



効果

契約

C (相手方)



## (1) 代理の効果

契約の効果が本人と相手方の間に直接生じる

- |                   |
|-------------------|
| ①所有権はCからAに直接移転する  |
| ②債権・債務関係もA・C間に生じる |

## (2) 代理によって、本人に効果が帰属するための要件

- |   |
|---|
| ①代理人と、相手方との間で有効な契約がなされていること<br>ex.公序良俗違反は無効 |
| ②頭名 ※1                                      |
| ③代理権の存在 ※2                                  |

※1

頭名:誰に契約の効果が帰属するかを相手方に表示すること

私はAの代理人Bです



※2

代理権:代理人が本人に代って行動するために必要とされる権限

▼  
本人と代理人をつなぐもの

▼  
これが不要となってしまうと他人が勝手に結んだ契約が全て本人に効果帰属してしまう

▼  
代理権がない場合が、無権代理

## (3) 無権代理 (代理権がなかった場合)

- ①無権代理の効果(1131)  
⇒本人に効果は帰属しない

- ②追認(1131)  
⇒追認して、本人に効果を帰属させることができる

理由

※相手方も最初から効果帰属を期待しており、本人があえてその効果帰属を望むなら、それを否定する理由はない。

OK



## 公示の原則

### (1) 物権とは？

物を 直接に支配 できる権利

直接：債権のように人を介する必要がない。債務者の協力は必要としない。

支配：使用・収益・処分

e x . 小泉予備校のテキストが届けば、後はそれを使って勉強するかどうかは、君次第！  
債務者の行為は必要なし。

### (2) 物権の排他性

1 つの物の上には、それと矛盾する物権は併存できない

⇒自分の権利が優先していれば、他の権利が入ってくるのを  
押しよける力（排他性）がある

ほな、出ていってもらおか～



▼ では、その優劣はどこで決めるか？

### (3) 公示の必要性

強い力（排他性）があっても、物権は目に見えない

e x . 自分より先に物権者がいるとマズイ



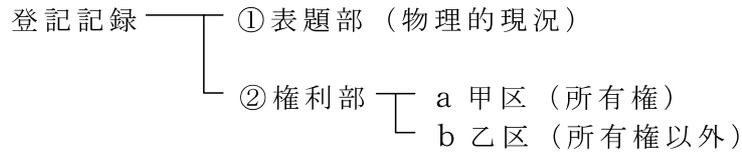
公示の必要性



< 公示方法 >

不動産	登記
動産	引渡

#### (4) 「登記」



【甲区】(所有権に関する登記)			
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【権利者その他の事項】
1	所有権保存	平成11年3月10日 第333号	所有者 大阪市港区築港海岸通り二丁目7番7号 三井 正太郎
2	所有権移転	平成30年5月7日 第1027号	平成30年5月7日売買 所有者 大阪市中央区伏見町二丁目2番3号 新井 勘吾

【乙区】(所有権以外に関する登記)			
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【権利者その他の事項】
1	抵当権設定	平成30年5月7日 第1028号	平成30年5月7日金銭消費貸借 債権額 金3000万円 利息 年2.5% 損害金 年10% 債務者 大阪市中央区伏見町二丁目2番3号 新井勘吾  抵当権者 大阪市港区〇〇〇〇 中央突堤港銀行

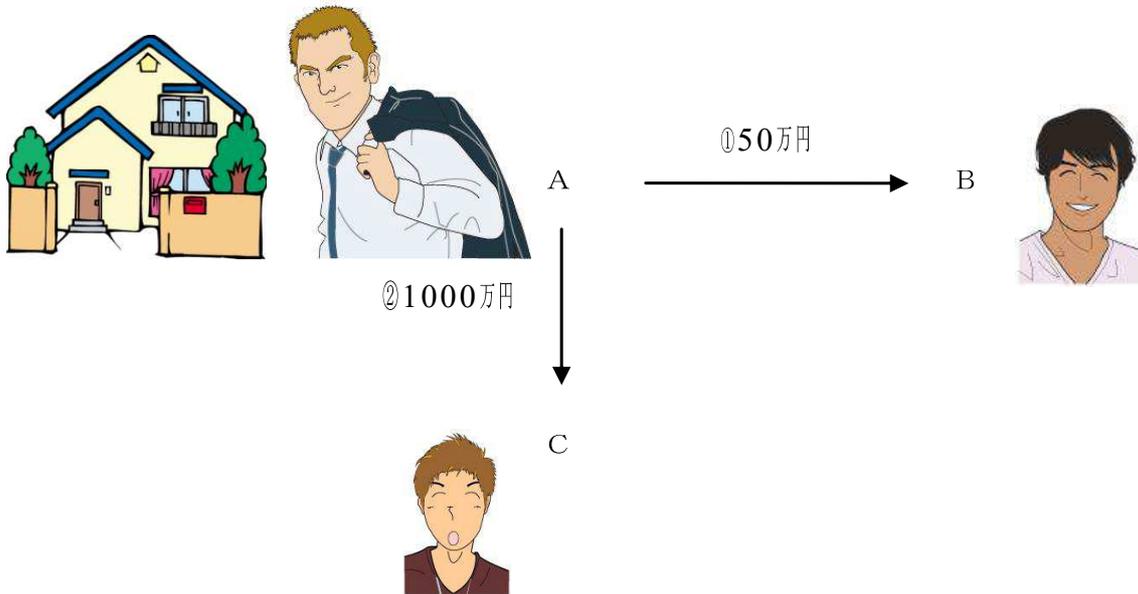
#### (5) 公示の原則

目に見える形にしておかないと、その物権の排他性を主張できない

先に目に見える形にした奴が  
勝ちなんだ!



# 二重譲渡



当初、A B間で建物の売買契約が成立したが、その後、Aは、その建物について、Cとも売買契約を締結した



BもCも、互いに自己の所有権取得を主張している



この決着をどのようにつけるか？

## (1) 二重譲渡の決着

登記を先に備えた方が勝つ(177)

1	所有権保存 A
2	所有権移転 C



理由

たとえ契約の順番が後でも、Cが先に登記をするとCの勝ち  
※先に公示を備えた方が自分の権利を主張できる(公示の原則)

## (2) なぜ二重譲渡が成立するか？

BはAとの関係では、契約が成立した時点で、自分が唯一の  
単独所有者であることを主張できる



A



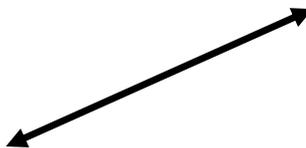
B

▼しかし

BはCとの関係では、登記がされて初めて完全な所有権を  
取得すると考える



C



B

▼ゆえに

Bが登記を備えるまではAは完全に所有権を失っておらず、  
Cに所有権を移転できることになる(不完全物権変動説)

(3) 民177で保護される第三者(C)は、悪意でもよいか？

< 善意と悪意 >

- 善意：知らない
- 悪意：知ってる (ここではAとBが先に契約をしていることをC自身知っているということ)

①原則

民177の第三者は悪意でも保護される

理由

※資本主義社会の自由競争

②例外

単に相手方(B)を困らせるだけの目的で買受けたような場合  
(背信的悪意者)

⇒保護しない(最判昭43.8.2)

理由

※自由競争の範囲を逸脱している

Bには、小学校の時よくいじめられたからなあ～。

あんなやつが、家を買うなんて許せないぜ。

俺にはロッキーなんて興味ないけど、金なら腐るほどあるんだ。

Bのじゃまをしてやるぜ。



おまえがやってんのは、競争じゃねえ  
ただの嫌がらせだ！



# 静的安全と動的安全

①貸与  
 A -----> B -----> C  
 ②売買

1	所有権保存 A
2	所有権移転 売買 B
3	所有権移転 売買 C

建物を借りていただけのBは、書類を偽造し、勝手に自己名義に登記  
 ▼  
 A：「Cさん、私はBに売却などしていないぞ。」  
 「だから、あんたも無権利だ。登記は無効だから抹消しろ！」

## (1) 動的安全の保護

権利を取得する人 (C) を保護する考え方

**理由**

※取引の安全を保護する。

## (2) 静的安全の保護

権利を失おうとしている人 (A) を保護する考え方

## (3) 本事例

Aが保護され、Cは建物を取得できない

# 公信の原則

キーワード : 「公信の原則」 (こうしんのげんそく)  
「公信力」 (こうしんりょく)

公信の原則 : 実際には権利が存在していなくても、存在するかのような外形を信じた者を信じたとおりに保護する考え方。

公信力 : そのように権利取得を認める効力

その人が信じたとおりに権利を取得させる力、それが、「公信力」だ！



## (1) 不動産

登記に公信力は認めていない

⇒前記Cは保護されない

理由

※Cは登記記録をAまで遡って、「Aさん、あなたはBさんに建物を売りましたか？」と確かめるべきだった。

だから、登記を完全に頼るのも危険だぜ。

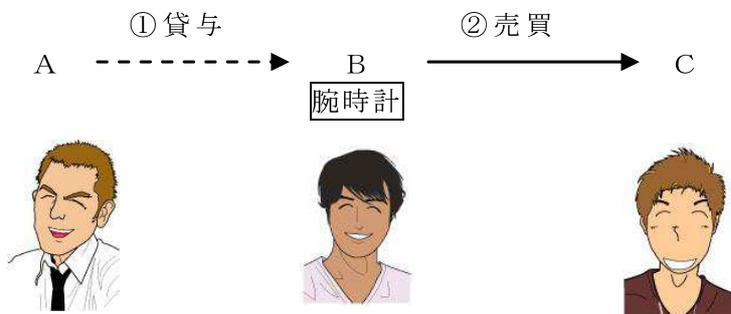


## (2) 動産

占有に公信力を認めている

⇒即時取得制度

## 即時取得



腕時計を借りていたのBは、自分の時計だと言って、勝手にCに売却してしまった



A：「Cさん、私はBに腕時計を貸していただけだ。」  
「だから、あんたも無権利だ。早く返してくれ！」

## (1) 本事例

Cが腕時計の所有権を取得できる余地あり

## (2) 即時取得の要件

目的物	動産
前主	もともと無権利者・無権限者が占有
取得行為	有効な取引行為が存在
取得者	平穩・公然・善意・無過失 前主の占有を取得

## a 平穩

⇒占有の取得が暴行・強迫等の違法行為を用いていない  
ex.CはBと契約はしたが、Bが引渡さないで、暴力行為を用いて奪ってきた ×

## b 公然

⇒占有の取得を秘密にせず、堂々としている  
ex.CはBと一応契約はしたが、Bが引き渡さなかったで、Bの家に忍び込んで盗み出した ×

## c 善意

⇒前主が無権利者でないと誤信している

## d 無過失

⇒その誤信していることについて落ち度がない(総合的に判断される)

### (3) 即時取得制度の趣旨

引渡という公示方法は登記に比べれば不十分

※動産は取引が頻繁に行われるから、複雑な公示方法は不向き。

▼ ゆえにその分

動産を支配している状態 (占有) を 信頼 して取引した人間を保護してやる必要あり

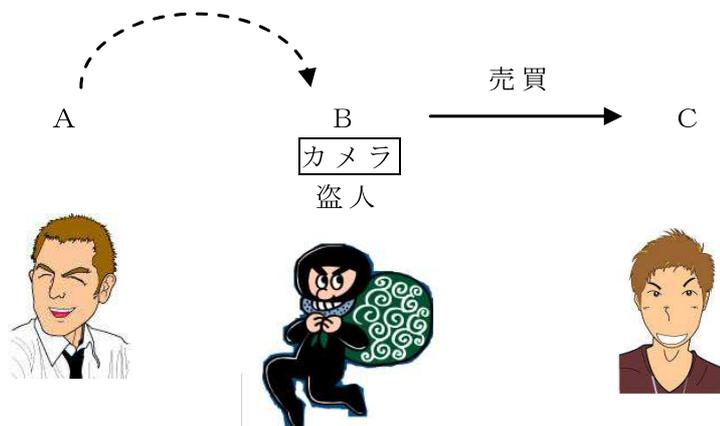
※迅速な取引を確保するため。

▼そこで

「公信の原則」を使う



### (4) 盗品 or 遺失物に関する特則 (193・194)



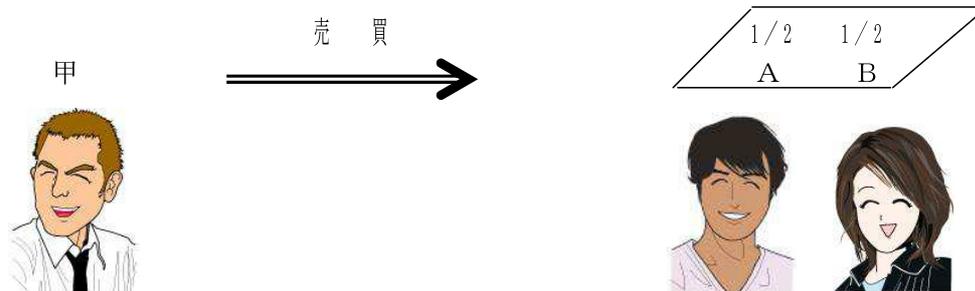
即時取得されたものが、盗品 or 遺失物 の場合

盗難 or 遺失の時から 2年間

無償で 回復請求 (取戻請求) OK

**理由** ※所有者等の意思に基づかずに、その占有を離れたものだから、特別に保護される。

# 共有



ex. A と B は500万円ずつ出資をし、甲から土地を共同購入した

## (1) 共有の意義

複数人がそれぞれ持分（共同所有の割合）を有して、1つの物を所有すること

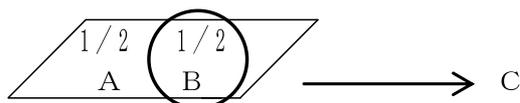
## (2) 共有物の使用（249）

各共有者は、その持分に応じて共有物全部を使用・収益できる

## (3) 持分権の処分

各共有者は自分の持分について自由に処分できる

ex. B は自己の持分をAの同意を得ることなく、譲渡できる。



## (4) 共有物全体の処分（251）

共有物全体を処分するのは全員で決定する必要がある

ex. 共有物全体の譲渡

## (5) 共有物分割請求

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求できる（256）

理由

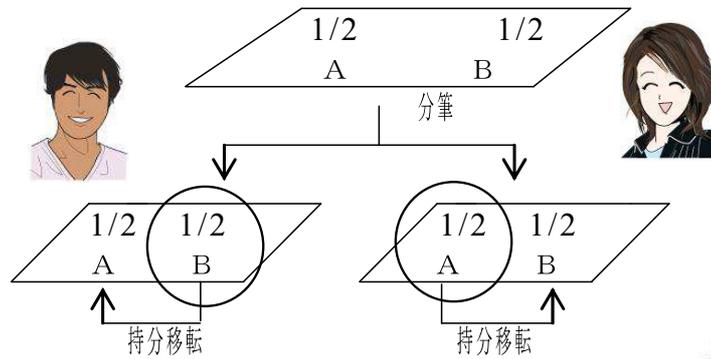
※個人主義的所有権の原則

あなたと共有なら、死んだ方がマシよ。  
分割しましょうよ!



## (6) 分割方法

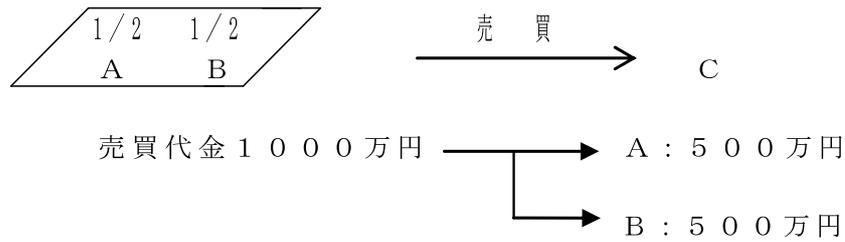
### ① 現物分割



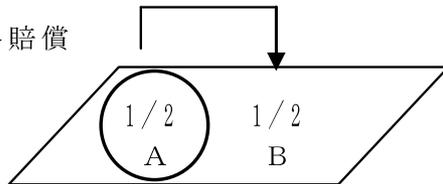
分筆しただけでは、単有にはならんぜ！  
金太郎アメとおなじだ！



### ② 代金分割



### ③ 価格賠償

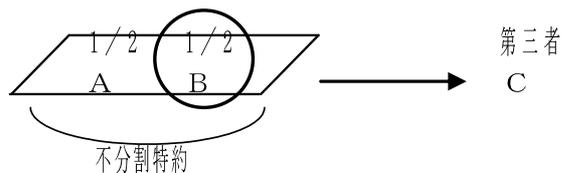


- ・ A持分をBへ移転
- ・ BからAに500万円の支払い



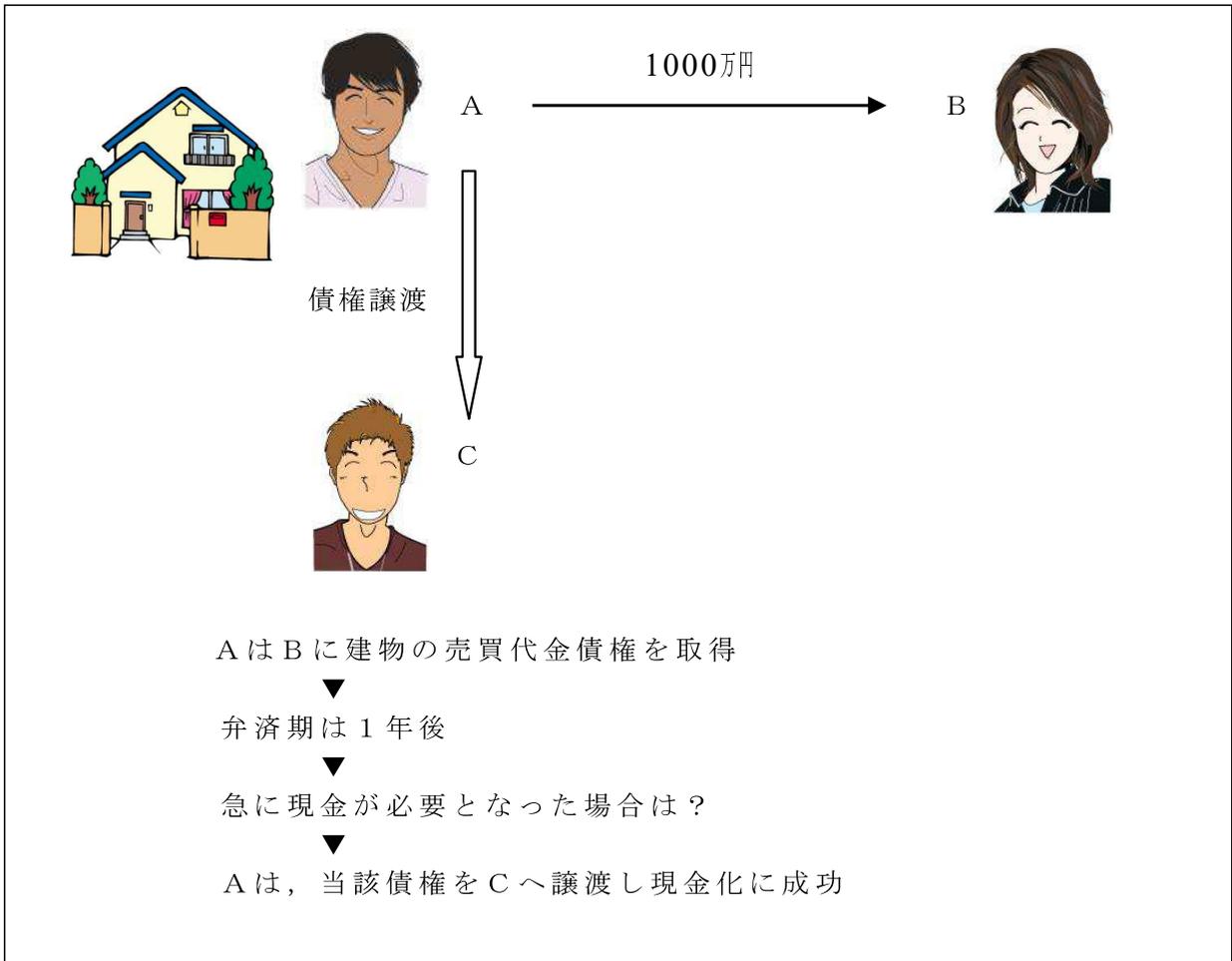
## (7) 不分割特約

5年を超えない期間内で、分割をしない特約ができる(256条ただし書)  
⇒その特約は登記をしなければ第三者に対抗できない



3	5番所有権変更
	特約 5年間共有物不分割

# 債権譲渡



## (1) 債権譲渡の通知

債権譲渡の事実を譲渡人(A)から債務者(B)へ通知 or 債務者(B)からの承諾

▼ これがなければ

譲受人(C)は債務者(B)に支払を請求できない  
 ※債務者が知らなければ、二重弁済をさせられることがあるから。

理由

## (2) 通知者

通知は譲渡人から行う  
 ⇒譲受人からの通知 ×

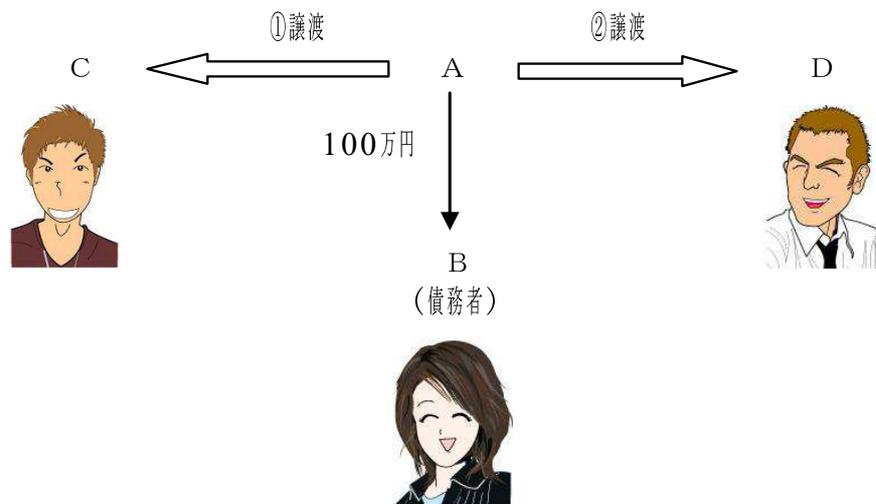
理由

※譲受人が虚偽の通知を行う可能性があるから。  
 権利を失う者からの通知の方が信頼できる。

ハッターリかまされちゃ困るだろ



### (3) 債権が二重譲渡された場合



#### ① 確定日付ある証書によって通知をした方が勝つ

確定日付ある証書：その日 **or** その日までにその証書が作成されたことを証明してくれるもの。  
内容証明郵便・公正証書等。

#### 理由

※債務者 **B** が債権譲渡の事実を認識していれば

- ▼  
これから債権を譲り受けようとする者は債務者に自分より前に債権譲渡がなされているかどうかを問い合わせることができる
- ▼ つまり  
債務者の認識こそが債権譲渡についての公示
- ▼  
債務者が 登記所 と同じ役割を果たす
- ▼ さらに  
早く債務者への認識を持たせた方が勝ちだとしても、それが生じた時点をいかに 客観的に 明らかにするか
- ▼ そこで  
確定日付 を備えることにより、譲渡人と債務者が通謀して通知の先後関係を操作することを防止できる
- ▼ なぜなら  
日付を入れた後に送付されることから、確定日付よりも前に通知があったと嘘はつけない、という限度で不正を防止できるといえる
- ▼ よって  
確定日付ある証書の方が格上であり、これをもって通知・承諾をした方が優先するとした

#### ② 確定日付ある通知が 双方 になされた場合

⇒ 到達 の先後 (最判昭49.3.7)

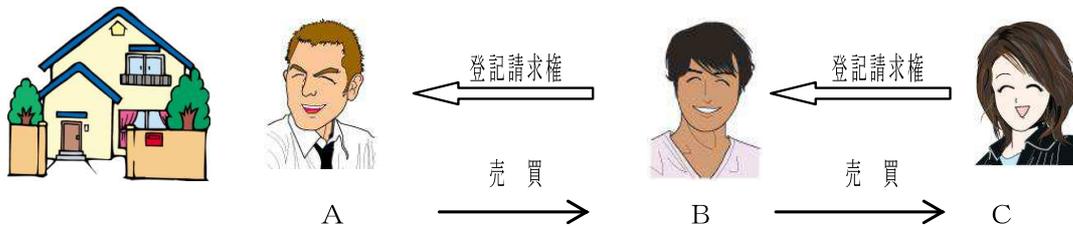
※債務者の債権譲渡認識の時を基準にするとということ。

配達証明なんて制度もあるんだぜ！



# 債権を保全するための制度

## 1 債権者代位権 : 人の権利を代わって行使する



1	所有権保存 A
---	------------

登記はAから直接Cに移転することはできない（中間省略登記の禁止）

▼そこで

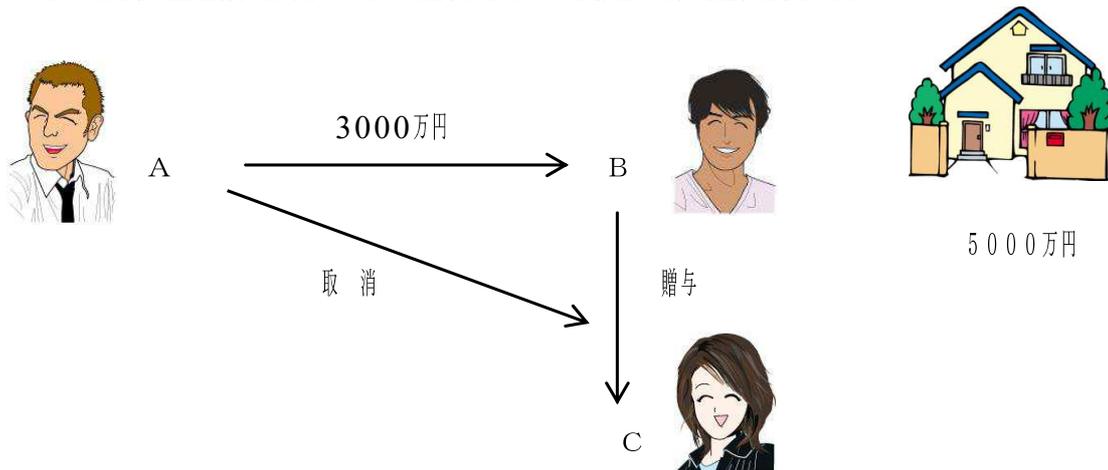
まずは、B名義にしなければならないが、BがAに登記を要求しない

▼ゆえに

CはBに代位して、Aに対して登記に協力するよう請求した

(423の7・大判明43.7.6)

## 2 詐害行為取消権 : 人が行った法律行為を取消す



ex. BはAからの強制執行を免れようと考え、5000万円の土地を妻のCへ贈与した。  
これによって、Bの財産はゼロとなった。

理由

AはBのCに対する贈与を**取消す**ことができる  
※債務者の財産をキープし、将来の強制執行するための財産を確保する。

## 債権の消滅

### (1) 弁済

「弁済」によって債権は消滅する

弁済: 約束通りのことをする

ex. 代金の支払い・お米の引渡し・コンサートを行う



「債務の履行」と表現することもある

### (2) 表見受領者に対する弁済

表見受領者: 弁済の受領権限がないにもかかわらず、取引上の社会観念に照らして受領権者としての外観を有する者

ex. 盗んだ預金通帳と印鑑を持参して、泥棒が銀行に預金の払戻にきた

▼  
銀行が善意・無過失で支払った

俺が預金者だ

▼  
その弁済で銀行は免責され、真の債権者に支払わなくてよい



表見受領者に対して弁済をした場合

⇒ 弁済者が 善意・無過失 であるときに限り、その弁済は有効(478)

#### 理由

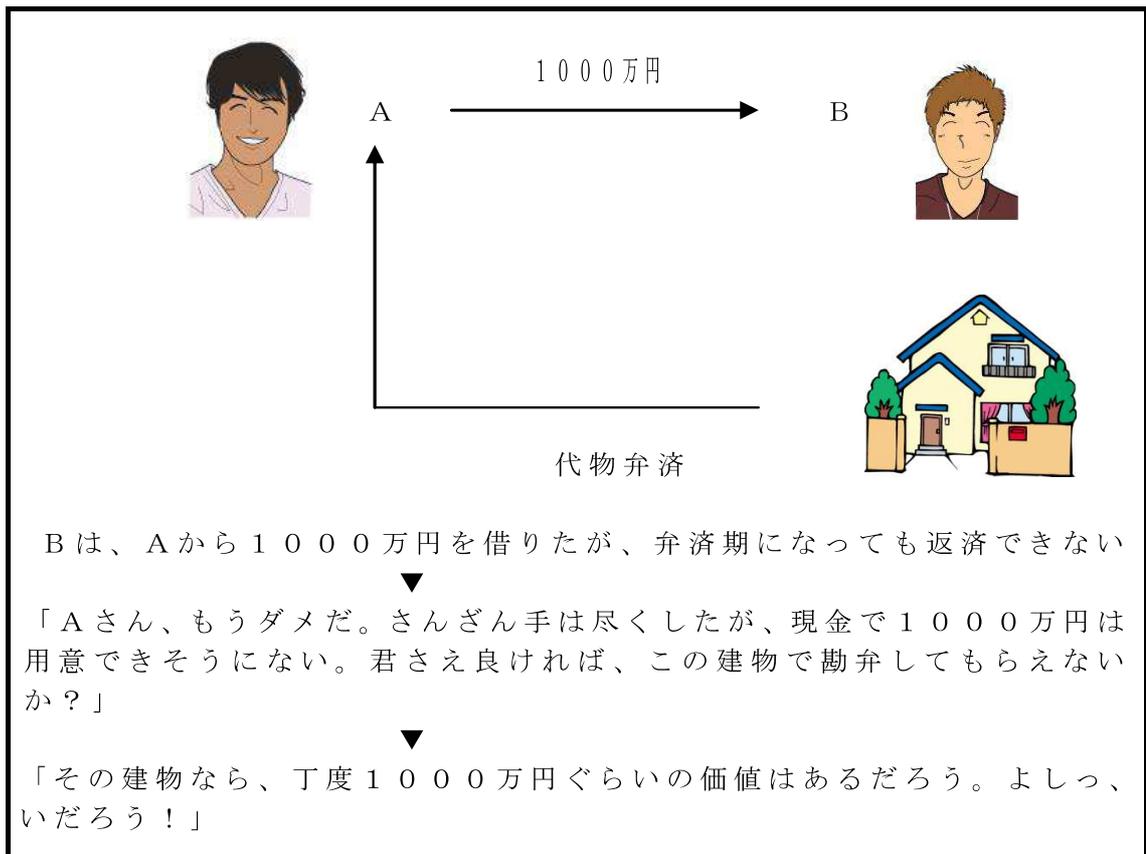
※ 迅速な弁済をなすためには、ある程度債務者の責任を軽くしてやらなければならない。

そうしなければ、取引を中心とする経済活動が止まってしまう、また、多くの履行遅滞をひきおこすことになる。

ある程度、緩和してやらなきゃ  
円滑な取引なんて成り立たんだろ



### (3) 代物弁済



**キーワード** : 「諾成契約」 (だくせいけいやく)  
「要物契約」 (ようぶつけいやく)

諾成契約 : 当事者の意思表示の合致のみで成立する契約

要物契約 : 意思表示 + **引渡** を必要とする契約

従前、代物弁済契約は「要物契約」であるという見解（要物契約説）が有力に主張されてきたが、改正により、これを「**諾成契約**」であることを明示し、**代物の給付がされたときに、弁済と同一の効力（債権の消滅）の効力が生じることが確認された。**

第482条 弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

# 契約の存在の否定

## 1 心裡留保（93）

大見栄 張蔵は、お金はなかったが、見栄をはることだけは、人一倍であった。



ある日、テレビで、映画俳優がクルーザーを購入し、VIPな接客を受けている姿を見た瞬間にノックアウト



次の日、自分は全く買う気もないのに、「僕にも彼と同じものを用意してくれるかなあ」

僕にも用意してくれるかなあ



### （1）原則

**有効**

理由

※表意者は自分の言葉に責任を取らなければならない。  
それを信じた相手方を保護する。

### （2）例外

以下のいずれかの場合は**無効**

①意思表示が表意者の本心でないことを相手方が**知っていた（悪意）**場合

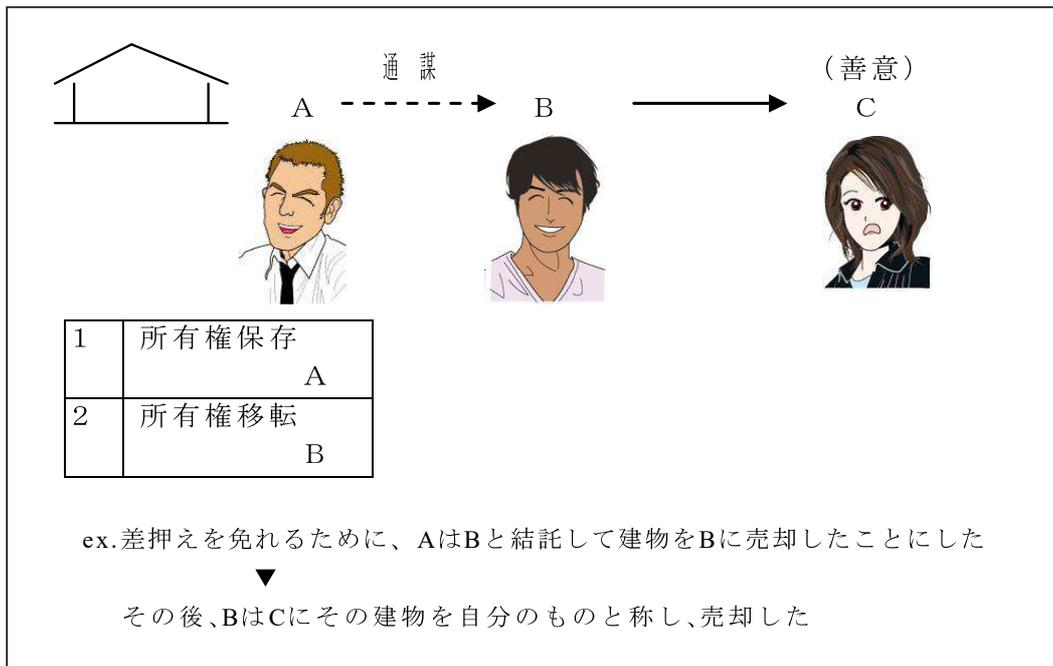
②普通なら**知ることができた（有過失）**場合

e x . 同棲中の女性と別れるために男が真意でなく、多額の金銭支払を約した場合（東京高判昭53.7.19）

理由

※このような場合は相手方を保護してやる必要がないから。

## 2 虚偽表示 (94)



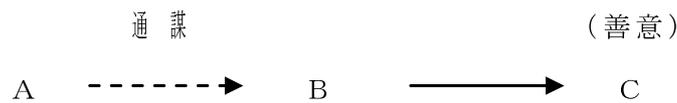
### (1) 契約の効果

無効

理由

※心裡留保と異なり相手方保護を考慮する必要がない。  
また、当事者間でも契約の効果を生じさせる意思がないので、そこに法的効果を与える必要はない。

### (2) 「善意の第三者に対抗できない」(94Ⅱ)



CはAに所有権の取得を主張できる(最判昭28.10.1)

理由

※虚偽の外観を信じた第三者(C)を保護してやるため。

▼一方

本人(A)は自ら虚偽の外観を作出した点に帰責性(落ち度)があるので、権利を失ってもやむを得ない。

この場面では登記記録に直接公信力を与えたのではなく、94Ⅱにより第三者(C)を保護することによって、結果として登記記録に公信力を与えたのと同様の効果が生ずる。

こういった法律構成をすれば  
いいかを考えようぜ



### 3 錯誤（勘違いして契約をしてしまった場合 95）

甲は、株式の売買で10億円の資産を築いていた

▼しかし

この度購入したA会社の株式には、「譲渡制限」が設定されていた

▼

甲は、これ気づかずに購入してしまった

▼この場合

錯誤であるとして、契約の無効を主張できるか？



#### (1) 効果

錯誤による契約

⇒ 一応有効

#### (2) 取消

契約を取消することができる

※錯誤の効果を「無効」から「取消し」に改めた。

旧法では、錯誤無効は、原則として、表意者のみがこれを主張でき、相手方や第三者は無効主張できないとする判例（最判昭40.9.10）が確立されていたが、この効果は「取消し」に近似しており、その主張可能期間も取消しと扱いを異にする理由はないと解されていたため。

▼

取消されると最初に遡って無効（121）

▼ただし

錯誤が表意者の重大な過失（普通にすべき注意を著しく欠いている場合）によるものであった場合には、原則として、取消しができない（95Ⅲ）

#### 理由

※こんな場合は表意者を保護する必要はなく、むしろ相手方の信頼を保護すべきだから。

ex. 株式売買を業とする者が定款・登記簿もチェックせず、「譲渡制限」を知らずに買受けた場合には、重過失あり（大判大6.11.8）。

### (3) 追認

追認した場合は、確定的に有効となり、もう取消せない(122)

ex. 自由に譲渡はできなかったが、今回の取得は「経営権」の取得そのものであり、甲にとって支障はなかった。

第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

## 4 詐欺・強迫 (96)

ex. 血液がサラサラになって、記憶力が10倍UPすると騙されて、50万円の布団を買ってしまった(詐欺)  
「買わなかったら、子供が学校から帰って来なくなるぞ!」と脅され、英語教材を30万円で買ってしまっ  
た(強迫)

これで「極テキスト」  
らくらく暗記♪♪



### (1) 効果

詐欺・強迫による契約

⇒ 一応有効

### (2) 取消

契約を取消することができる



取消されると最初に遡って無効(121)

取消せると言っても、相手が逃げちゃったら、おしまい!  
だから、気を付けるんだぜ



### (3) 追認

追認した場合は、確定的に有効となり、もう取消せない(122)

ex. 記憶力はさっぱりUPしなかったが、やたらと熟睡でき、復習の過去問  
ではほとんど間違わなくなったので、これなら50万円出しても惜しくな  
かった思い、追認した。

# 債務不履行

売買契約

売主 A 買主 B



ゴメン、お金ないんだ・・・



売主Aは車を引渡したが、買主Bは、弁済期を過ぎても代金を払っていない。

▼

再三再四催告したが、それでもBは代金を払おうとしない。

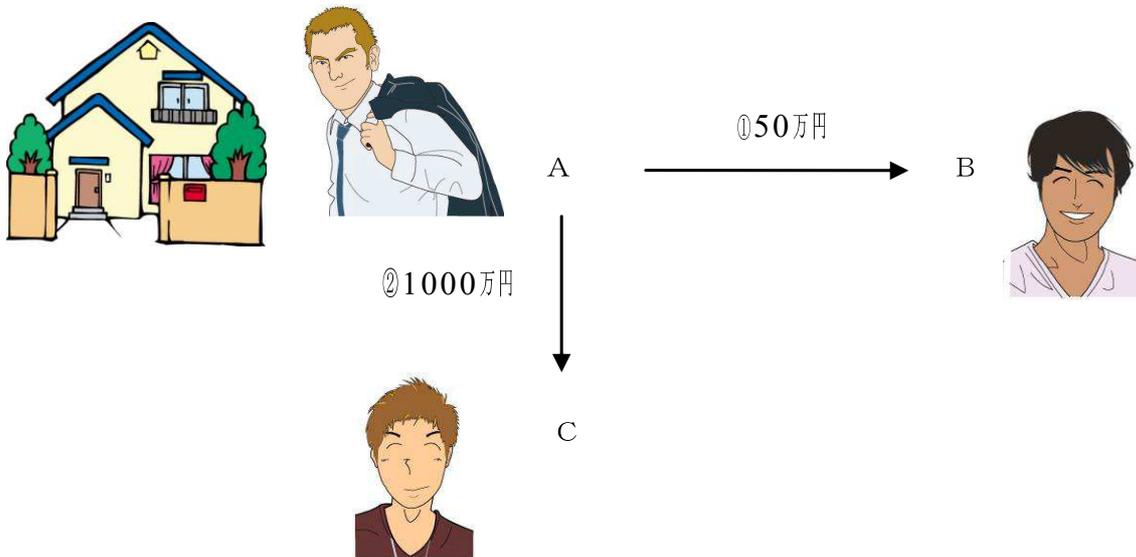
## (1) 態様

履行遅滞	履行期に <u>履行できるにもかかわらず、履行しない</u> ex. 履行期に代金を払わない。
履行不能	契約成立後に債務者の責任で債務の <u>履行が客観的に不可能</u> となった場合 ex. 引渡前に車が滅失    cf. 金銭債務に履行不能なし。
不完全履行	一応履行したが、 <u>履行が不完全</u> ex. 引渡前に、車のタイヤを1個落してきた。

## (2) 効果

履行の強制	国家（裁判所）を通じて強制的に履行させる ex. 債務者の財産に強制執行をかける（手続は民事執行法）。
損害賠償	債権者の損害を金銭に評価して賠償する
解除	契約を解消する（白紙に戻す） 解除+損害賠償というのでもOK

### (3) 二重譲渡と履行不能



1	所有権保存 A
2	所有権移転 C

AがCに登記を移した場合



AのBに対する債務（権利移転義務-555・登記移転義務-560）は履行不能となる

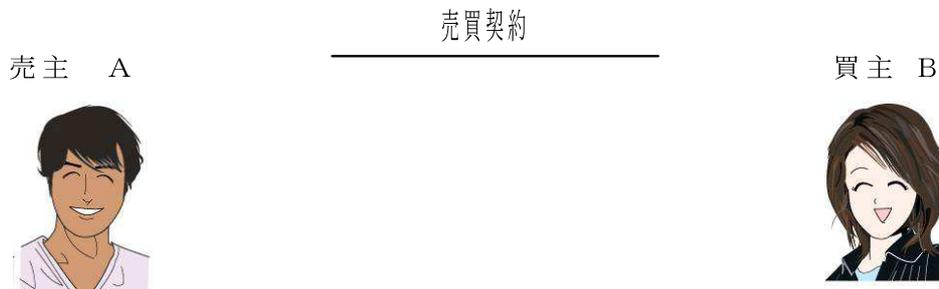


BからAに対して損害賠償請求OK（415）

理由

※結局「履行不能」とは、物理的な不能だけでなく、法的な不能も意味するということになる。

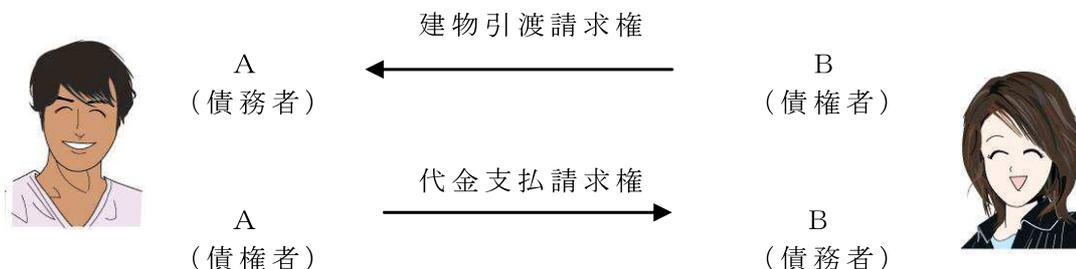
危険負担



BはAと建物の売買契約を結んだ。引渡は6か月後であった。  
その半年の間に大震災が起り、火災で建物は全焼した。

A：「Bさん、あなたには気の毒だと思いますが、既に契約は成立していますからねえ、代金は払ってもらいますよ」

B：「ええっ！ そんなあ、まだ一度も使っていないじゃないですか」



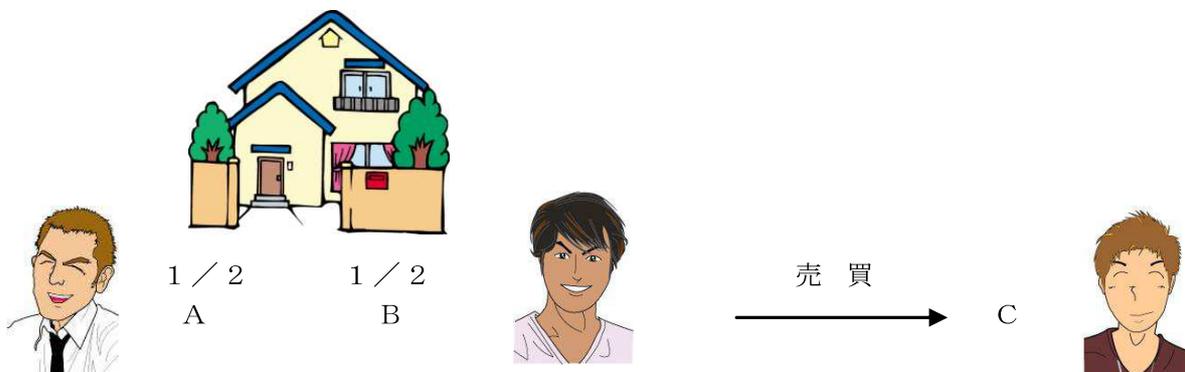
当事者双方に帰責事由なく、建物の引渡しが不能となった

▼  
反対給付としての代金支払について、Bはこれを拒絶できる（536 I）

▼ ただし  
Aの代金支払請求権が当然に消滅しているわけではない

▼ そこで  
これを消滅させるためには、Bが「解除」の意思表示を行う  
（新法における解除は、その要件として、債務者の帰責事由を不要としている）

# 契約不適合（担保責任）



A B 共有の建物を B が全部自分の所有だと言って C に売却した  
（一部他人物売買）

## （1）移転すべき権利の内容の不適合

他人物売買

▼ まず

契約としては債権的に有効

▼ そこで

売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う（561）

▼ では

B が A から権利を取得できなかった場合  
（権利移転義務の債務不履行）

▼

C は B との契約の解除・損害賠償の請求等ができる（565）

## (2) 目的物の不適合

売買契約

A会社 → B



おい、どうなってんだこの車!

クラシックカー専門店で、アルファロメオのジュリエッタ・スペチアーレという超レアな車を手に入れたB君であったが、三日もたたないうちに車は動かなくなってしまった。

実は売買契約当時から、エンジンに欠陥があったことが判明した。

売主は、物の種類・品質・数量に関して契約の内容に適合した物を引き渡すべき義務を買主に移転する義務を負う（562）

▼ では

実際に引き渡された目的物が、種類・品質・数量に関して契約の内容に適合しない物であるとき（債務不履行）

▼

買主は、売主に対して、以下の請求ができる

① 目的物の修補（562）
② 代替物の引渡し（562）
③ 代金減額請求（563）
④ 損害賠償請求（564）
⑤ 契約解除（564）

### (3) 免責の特約 (572)

ex. 「事情にかかわらず、返品一切お断り」と張り紙がしてあった場合

契約不適合（担保責任）に関する規定は任意規定

▼ そこで

当事者間の特約で、排除OK

▼ ただし

売主が知りながら、買主に告げなかった事実について

▼

責任を免れない

キーワード : 「強行規定」 (きょうこうきてい)  
「任意規定」 (にんいきてい)

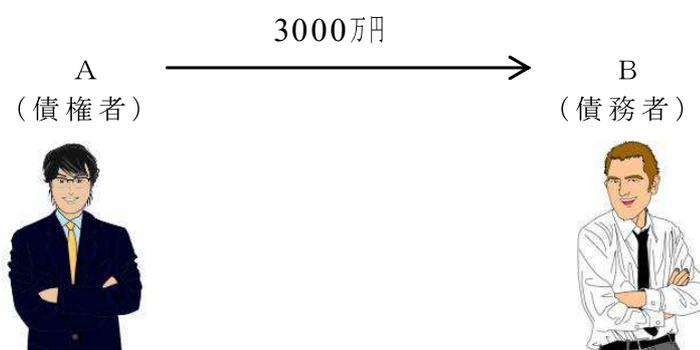
強行規定 : 当事者の特約では排除できない規定

任意規定 : 当事者の特約で排除できる規定

## 債権を担保するための制度

キーワード : 「消費貸借契約」 (しょうひたいしゃくけいやく)

金銭・その他の物を借り受け、それと同種・同等・同量の物を返す契約  
⇒金銭の場合は、特に「金銭消費貸借」という



消費貸借契約は、以下のいずれかのパターンによる

- ① 要物契約 (合意 + 金銭等の交付)
- ② 諾成契約 (書面又は電磁的記録による ※軽率な契約を防止)

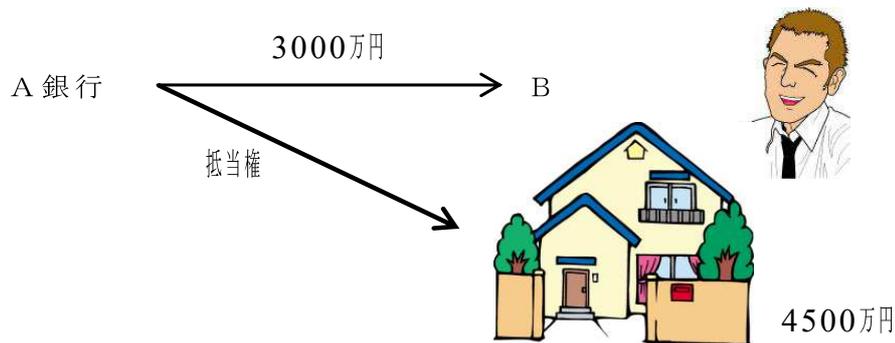
②のパターンでは、契約の成立によって、借主側に金銭等の引渡請求権が発生し、その引渡しがなされれば、借主の返還義務 (貸主の返還請求権) が発生する。

契約成立 ⇒ 借主 B の 引渡請求権 が発生  
▼  
金銭の交付 ⇒ 借主 B の 返還義務 (貸主の返還請求権) が発生

# 1 抵当権

キーワード : 「**抵当権**」 (ていとうけん)

債務不履行の場合に不動産等の目的物の価額等から優先弁済を受けることができる担保権



Bが弁済期に3000万円を返済できない

▼  
A銀行は裁判所に抵当権実行を申し立てて、Bの建物を競売にかける

▼  
4500万円で売却された場合

▼  
そこからA銀行が3000万円回収し、残1500万円はBへ

## ①使用・収益権

a 抵当権には**使用・収益権なし**

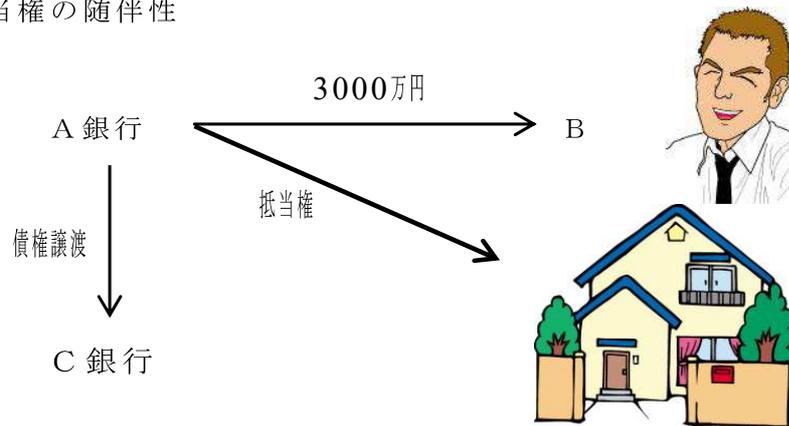
⇒ 抵当権に基づいて、目的物を占有することはできない

b 設定者が使用・収益権を有する

自分で使えないのであれば、  
誰もローンで家なんか買わないよな！



② 抵当権の随伴性

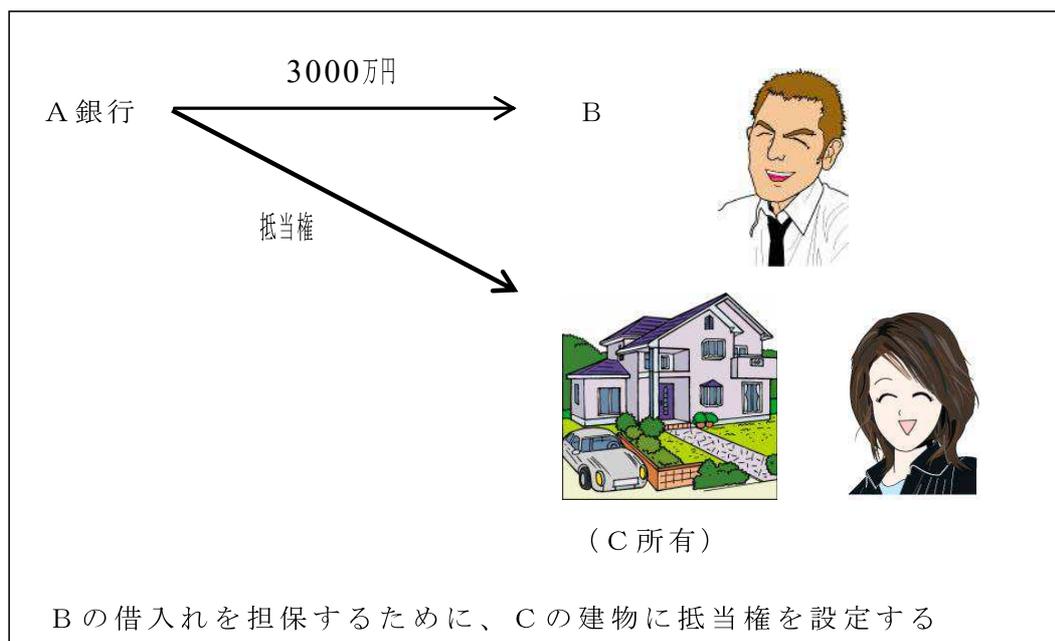


A銀行が3000万円の債権をC銀行に譲渡



抵当権も一緒に移転する

③ 物上保証



この場合のCを ぶつじょうほしょうにん **物上保証人** と呼ぶ



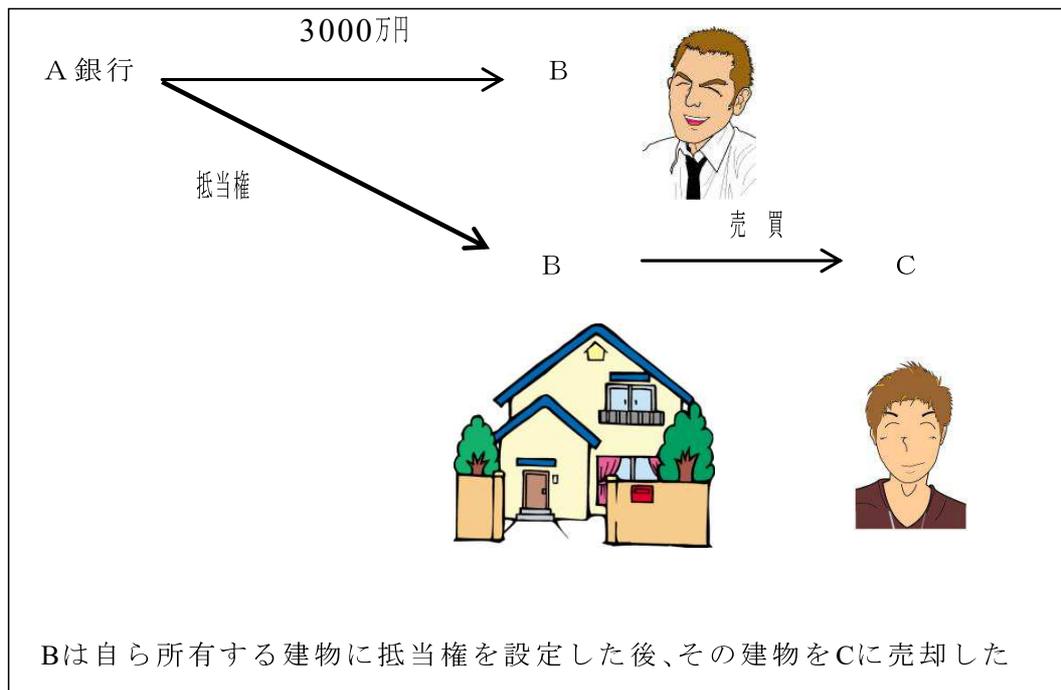
**キーワード** : 「物上保証人」 (ぶつじょうほしょうにん)

自分の財産を他人の債務の担保として提供する者

抵当権設定契約は A と C で  
結ぶんだ!



④ 抵当権の追及効



抵当権設定後もBは建物の使用・収益・処分OK

▼ ただし

Cに譲渡されても抵当権は消滅しない（追及効）

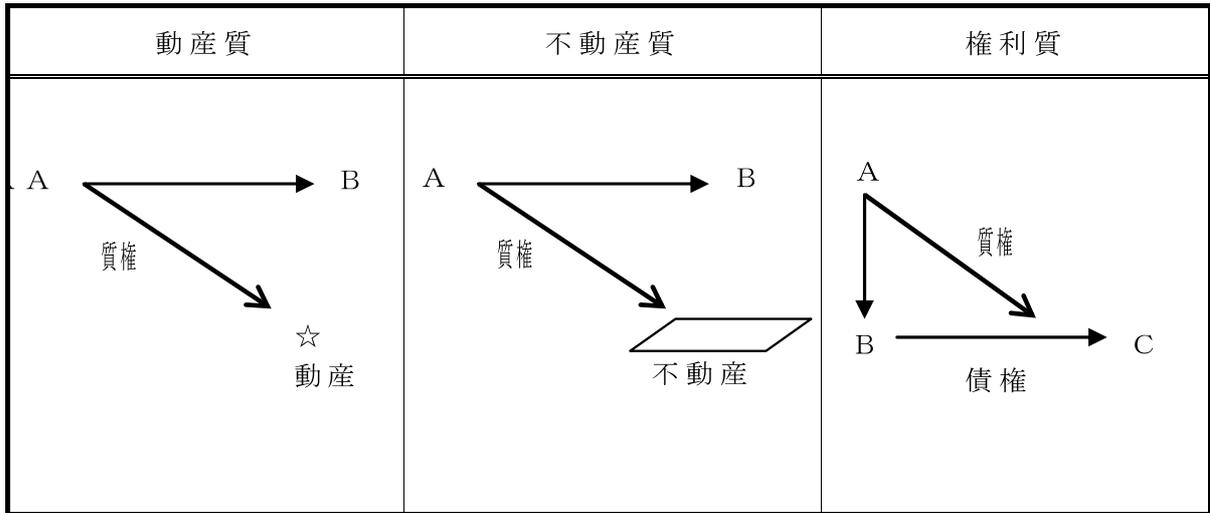
キーワード : 「追及効」 (ついきゅうこう)

担保権の目的物である所有権が第三者に帰属した後も、当該担保権の効力が優先していることを主張できる効力

所有権は移転しても、  
抵当権は追っかけてくるぞ！



## 2 質権 (342)



Aは弁済を受けるまで、質入れされたものを留置できる

▼さらに

弁済期に弁済がないときは、目的物を**競売**にかけて、その競売代価から回収することもOK

質屋の質流れは特別法で認められている  
 だけだから注意するんだぜ！  
 (質屋営業法19)



### (1) 要物契約

質権が成立するためには必ず目的物の**引渡**が必要(344)  
 (権利質の場合は、不要の場合あり)

### (2) 使用収益権

動産質	×
不動産質	○(356) (注)

(注)

理由

※①不動産は、使用収益によって著しく価値が下がらない。  
 ②逆に質権者に引渡しておきながら誰も使用しないのでは余りにもったいない。  
**cf.** 抵当権

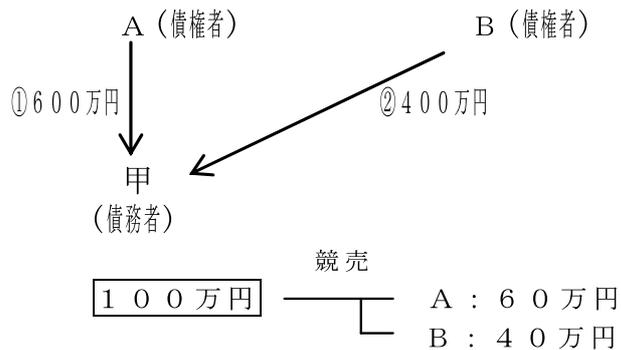
### (3) 優先弁済的効力

担保として提供された目的物をお金に換える

▼ そこから

他の債権者に先立って弁済を受けることができる

#### < 債権者平等の原則 >

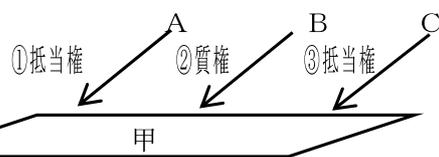


A Bの債権額の割合で、弁済を受ける  
(債権者平等の原則)

仮に A が優先弁済権を有していれば、  
100万円全部が A のものだ！



同一不動産に複数の抵当権者・質権者がいた場合



優先弁済の順序は、登記の順番で決まる

二重譲渡のところを思い出せ！



### 3 留置権

カメラ屋 A                      修理代金3万円                      B

→



ex. Bはおじいさんの形見であるライカのカメラが故障したので、Aにその修理を依頼した

▼

修理は完成したが、Bは修理代金3万円を支払わない

▼

それでもAは、Bにカメラを引き渡さなければならないか？

#### (1) 法定担保物権

留置権は当事者の契約によって成立するものではなく、一定の要件を備えた場合に法律上当然に発生する

約定担保物権	① 抵当権 ② 質権
法定担保物権	① 留置権 ② 先取特権（さきどりとっけん）

## (2) 留置権成立の要件

① 債権は弁済期にあること(295I但)

理由

※弁済期前に発生すると、弁済期前の履行を強制することになるから。

② 占有が不法行為によって始まったものでないこと(295II)

理由

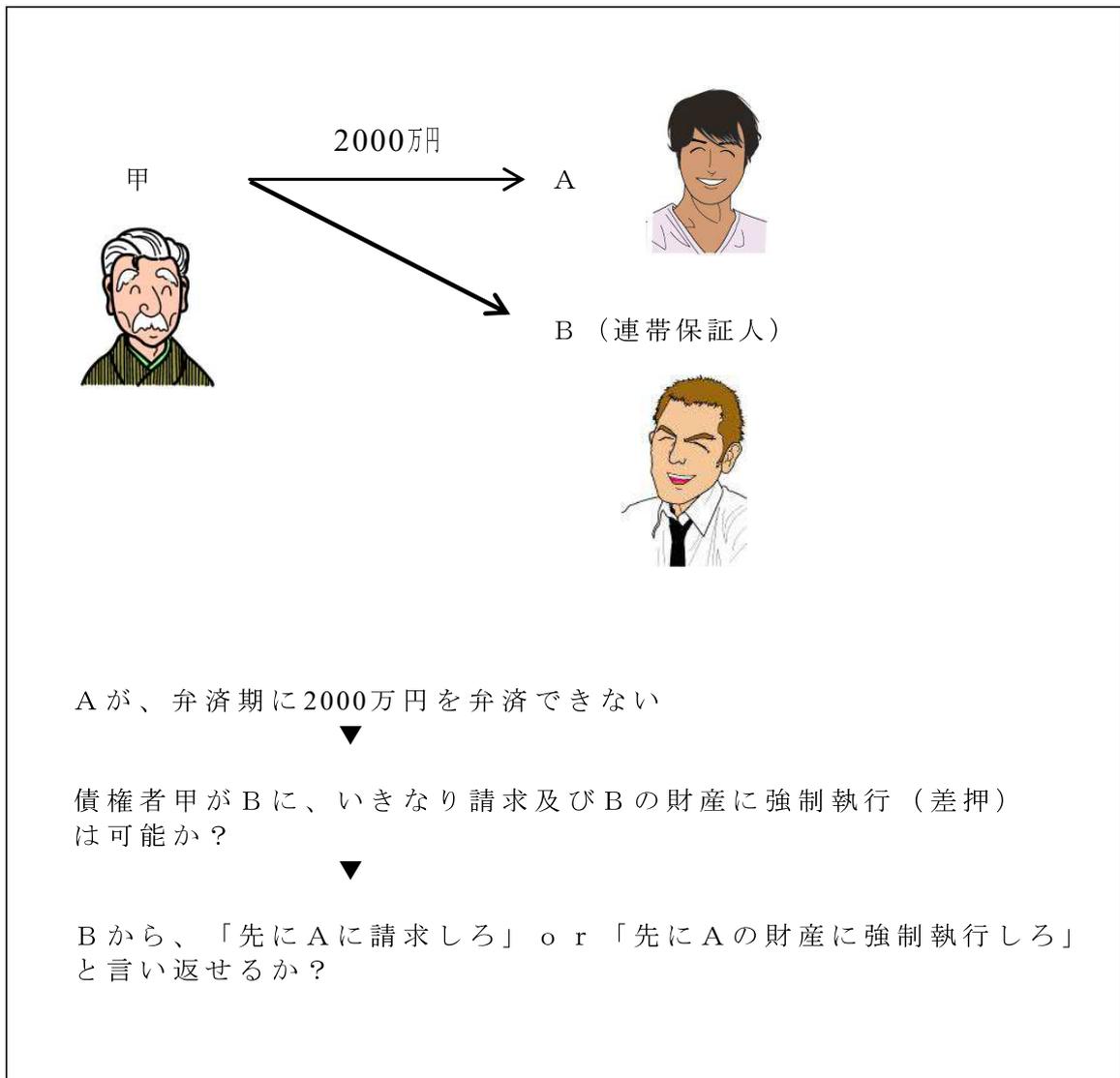
ex. 盗んできたカメラを勝手に修理して、その修理代金によって、カメラを留置することはできない。  
※当事者の公平を考えて。



## (3) 優先弁済的効力

留置権には優先弁済的効力はない

## 4 保証人・連帯保証人



### (1) 保証契約の締結

保証契約は債権者（甲）と保証人（B）の間で結ぶ

## (2) 催告の抗弁権と検索の抗弁権

### ① 催告の抗弁権(452)

債権者が保証人に請求してきた場合

⇒ まず主たる債務者に請求しろと主張できる権利

オレのところに来る前にAに  
請求してこい!



### ② 検索の抗弁権(453)

債権者が保証人の財産に強制執行をかけてきた場合

⇒ まず主たる債務者の財産に執行しろと主張できる権利

オレの財産に手を出すんじゃねえぜ



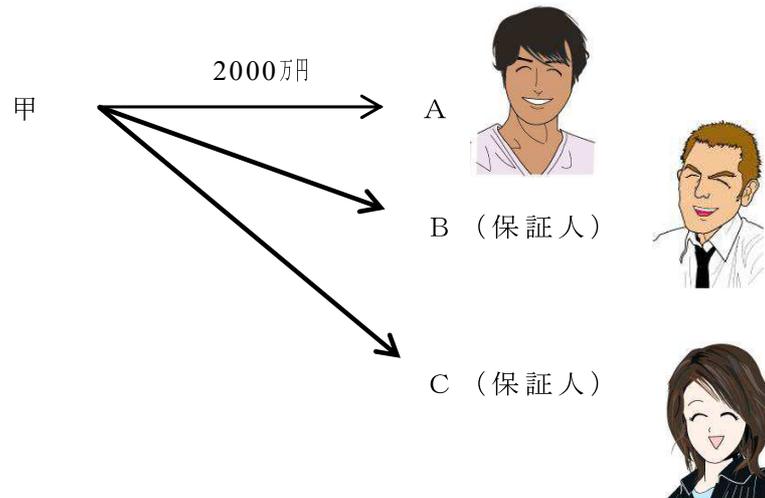
### ③ 連帯保証人への適用(454)

①②とも単なる保証人には適用されるが、連帯保証人には適用されない

	保証人	連帯保証人
催告・検索の抗弁権	○	×

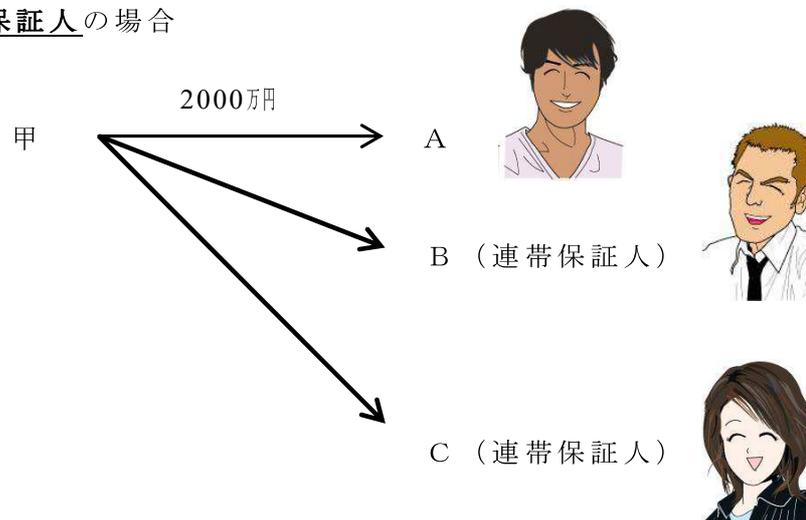
### (3) 分別の利益

#### ① 保証人の場合



甲はBとCに1000万円ずつしか請求できない(分別の利益あり)  
Bが無資力でもCには1000万円しか請求できない

#### ② 連帯保証人の場合



甲はBとCいずれに対しても2000万円全額請求できる  
(分別の利益なし)



2000万円の範囲でそれをどのような割合でB・Cに請求するかは甲の自由

※Bが無資力となっていた場合、Cに全額請求できる。これにより、甲はリスクを軽減できる。

1 取得時効(162)

A



B



ex.BはAの土地を祖父が昔買った土地だと聞かされており、自分の土地と信じて、10年前からそこで暮らしてきた

▼ しかし  
ある日突然Aから土地の返還を求められた

(1) 時効制度の趣旨

- ① 永続した事実状態の尊重  
(これまでの事実関係・法律関係が全部覆されると、混乱が生じる)
  
- ② 権利の上に眠る者は保護しない  
(土地の管理を怠っていたAが権利を失うのは自業自得)



権 利

## (2) 要件

- ① 所有の意思 (自分が所有者だという意思)  
賃借人× 受寄者×

- ② 平穏かつ公然

平穏：占有の取得 or 保持が暴行強迫等の暴力行為を用いていないこと 公然：占有の取得 or 保持を秘密にせず、堂々としていること
--

- ③ 時効取得に必要な期間

善意かつ無過失 (注)	10年
悪意 or 有過失	20年

(注)

善意：他人のものであることを知らない 無過失：知らないことについて落ち度がない
--

## 2 消滅時効

5万円

A → B



ex. BはAのクラブへ行き、5万円の飲代をツケにしていた。

▼さらに

10年たっても、いまだその支払いをしていなかった。

### 【時効期間】

- ① 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5年
- ② 権利を行使することができる時から 10年

### < 債務の承認 >

時効完成後に 債務の承認 した場合は、時効の利益を受けられない  
ex. 支払猶予の申入・分割払の申込・一部弁済・利息の支払

- ① 時効完成の事実を債務者が 知っている場合  
⇒ 時効利益の放棄
- ② 時効完成の事実を債務者が 知らなかった場合  
⇒ 時効利益の放棄とみなすわけではない。  
しかし、以後、消滅時効を援用することは 信義則上 許されない

#### 理由

※もうこの先、時効援用はないと信じている相手方の信頼を保護するため。  
信義則（信義誠実の原則）：相手方の期待・信頼を裏切るような行動をとってはいけない。

## 第2章 家族法

- 1 親族関係
- 2 相続人と相続分
- 3 代襲相続
- 4 遺言

# 親族関係

## 1 婚姻

ex. 高校生のA子は、15歳で子供ができてしまった。  
 ならば、15歳でも、結婚できるか？



### (1) 婚姻適齢 (731)

男	18歳以上
女	16歳以上

### (2) 父母の同意

- ① 未成年者が婚姻する場合  
 ⇒ 父母の同意が必要(737I)

理由

※未成年者は社会的経験に乏しく、十分な判断能力があるとは限らないから、誤った相手を選択しないようにするため。

- ② 以下の場合には一方の同意でOK(737II)

- |                                |
|--------------------------------|
| a 父母の一方が <u>同意しない</u> とき       |
| b 父母の一方が <u>行方不明</u> のとき       |
| c 父母の一方が <u>死亡</u> したとき        |
| d 父母の一方が <u>その意思を表明できない</u> とき |

理由

※このような場合にまで、双方の同意を要求すると、婚姻の機会を狭めてしまうから。

### (3) 成年擬制 (753)

未成年者が婚姻したときは、これによって成年に達したものとみなされる

#### 理由

※婚姻できるぐらいの未成年者であれば、社会生活をする上で、精神的に十分成熟しているといえる。  
夫婦共同生活の自主・独立性を確保するため。

ex..家を借りる、車を買う場合にいちいち親の同意がいるのでは生活できないから。

よしっ、タンス買っていいぞ!



めんどくさ~い



#### (4) 氏

ex. 「鈴木クリニック」を開業する鈴木さんは、夫と離婚することになった。

しかし、離婚して旧姓に戻り、クリニックの名前を変えらるとなると仕事がやりにくい。



##### ① 夫婦同氏 (750)

夫婦は必ず同一の氏を称する

⇒婚姻の際にいずれの氏にするかを当事者が決定する

##### ② 離婚した場合

a 婚姻の際、氏を改めた配偶者

⇒当然に婚姻前の氏に戻る (767)

b 離婚の日から 3カ月以内に届出をした場合

⇒従前の氏をそのまま使える (767Ⅱ)

※その後の生活や社会的活動に不便を生ずることがあるから。

理由

##### ③ 夫婦の一方が死亡した場合

⇒婚姻は解消する

a 生存配偶者の氏は、当然には婚姻前の氏には戻らない

b 生存配偶者は、いつでも届出により婚姻前の氏に戻ることができる

夫—  
鈴木



妻  
鈴木  
(旧姓佐藤)



いつでも、佐藤に戻ることができる

## 2 親子

### (1) 嫡出子と非嫡出子

ex. A君はBさんと結婚はしていないうちに、子供ができた。

▼

あっという間に10か月が過ぎ、Bさんは元気な女の子を出産。

▼

その後、二人は、めでたく結婚。  
(「できちゃった結婚」ではなく、「生まれちゃった結婚」)

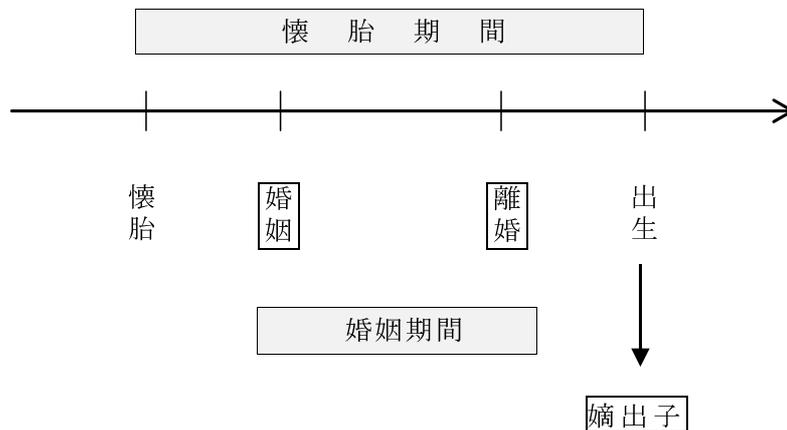


#### ① 嫡出子

⇒法律上の婚姻関係にある男女の間に生まれた子

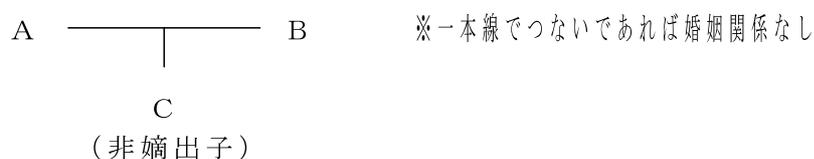


「母の懐胎期間中に婚姻関係があれば、生まれた子供は嫡出子」



#### ② 非嫡出子

⇒法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子



## (2) 非嫡出子との親子関係

### ① 母子関係

⇒分娩の事実によって、当然に親子関係が形成される

### ② 父子関係

⇒認知<sup>にんち</sup>によって、初めて親子関係が形成される(779)

キーワード : 「認知」(にんち)

自分の子であると認める行為。

認知は、生前でも遺言でもできる

僕の子です



## (3) 準正(789)

キーワード : 「準正」(じゅんせい)

嫡出でない子が嫡出子となること

⇒「婚姻」と「認知」2つの事実がそろえばOK



## (2) 養子と養親の関係

① 養子は縁組の日から、養親の嫡出子としての身分を取得する(809)

② 養子が未成年者の場合(818Ⅱ)

⇒ 養親の親権に服する(実親の親権は消滅)

キーワード : 「親権」(しんけん)

未成年の子に対して、父母が財産管理及び監護教育を行う権利義務

③ 氏(810)

⇒ 原則的に養子は養親の氏を称する

④ 養親子関係

⇒ 相互に相続権を有し、扶養義務を負う(887・877Ⅰ)

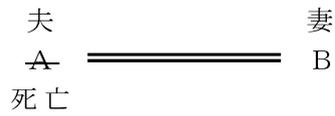
## (3) 養子と実親との関係

実親子の間でも相互に相続権を有し、扶養義務を負う

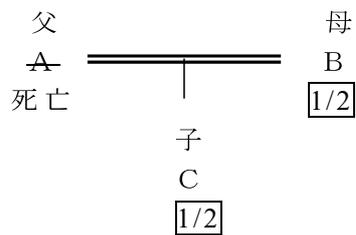


# 相続人と相続分

## (1) 配偶者 (常に相続人)



## (2) 子 (第一順位)



祖父

A

..... 相続しない



父

~~B~~

死亡

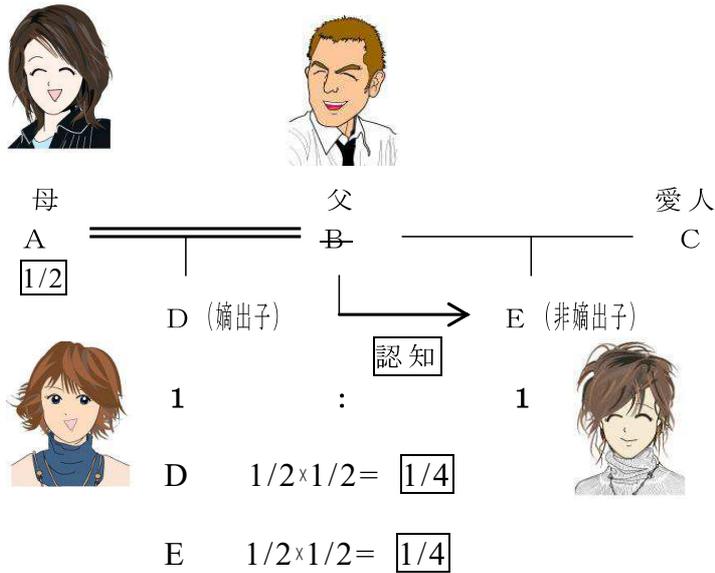


子

C

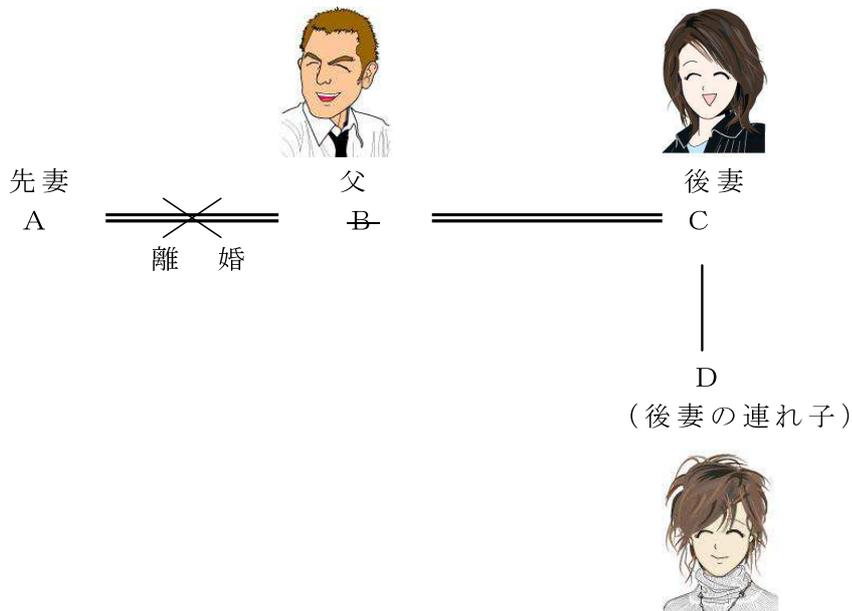
..... 相続する

① 嫡出子・非嫡出子が共同相続する場合  
 ⇒法定相続分は等しい



非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1とする規定は廃止された  
 (最大決平25.9.4 平成25改正)

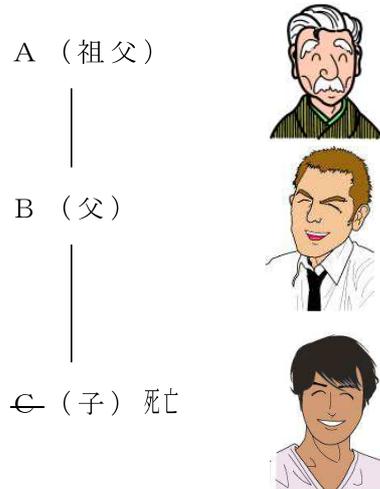
② 連れ子との関係



DはBと養子縁組をしなければ、法的な親子関係は成立しない  
 ⇒Bを相続できない

### (3) 直系尊属 (第二順位)

直系尊属の中では親等の近い者が優先する (88910)

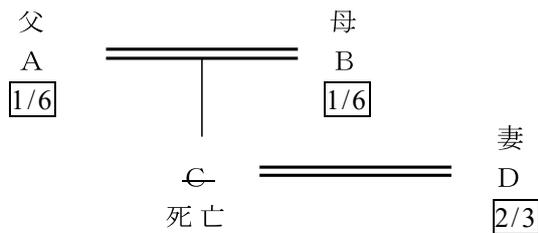
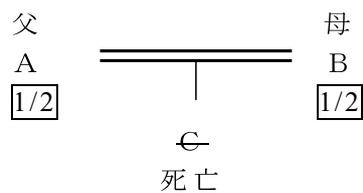


Cの財産はBのみが相続し、Aは相続できない

**キーワード** : 「尊属」 (そんぞく) ・ 「卑属」 (ひぞく)

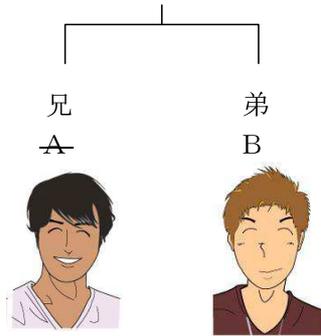
尊属 : 親族関係において先の世代にある血族。  
 父母・祖父母・叔父・叔母等。

卑属 : 親族関係において後の世代にある血族。  
 子・孫・甥・姪等。

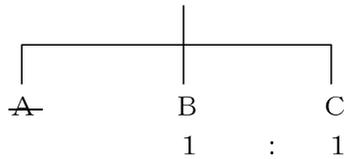


## (4) 兄弟姉妹 (第三順位) (889 I ②)

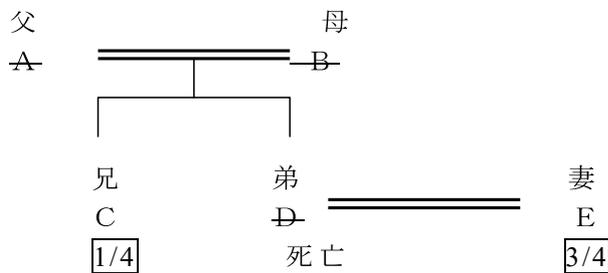
① 兄 A に子及び直系尊属がいなければ、弟 B が相続する



② 数人ある場合は共同相続 (900 ④本文)

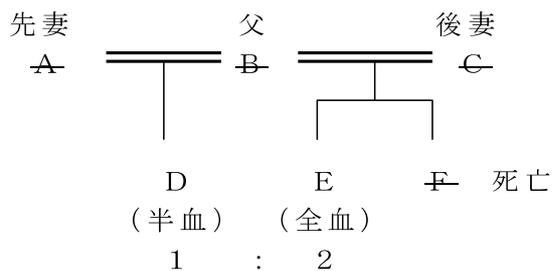


③ 配偶者もいる場合



④ 全血の兄弟姉妹と半血の兄弟姉妹

⇒ 半血の兄弟姉妹の法定相続分は、全血の兄弟姉妹の 2 分の 1



# 代襲相続

ex. C君のおじいさんは不動産業で成功し、100億円の資産を有していた。



C君の父親は、ある日交通事故にあって死亡した。

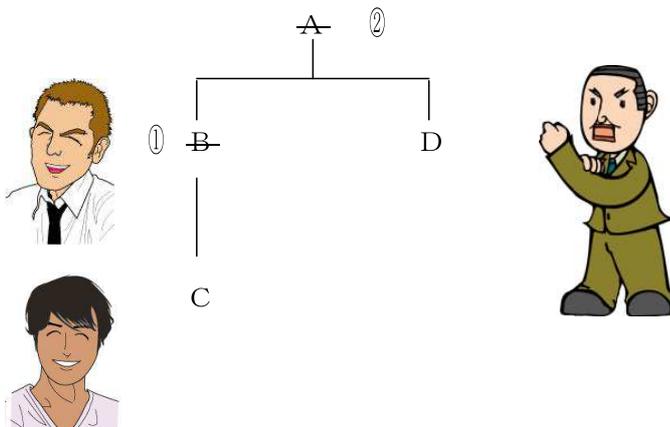


それから5日後、C君のおじいさんは、これがショックで後を追うように息を引き取った。

すると、父親の弟が現れ、こう言った。

「君のお父さんは、おじいさんより先に死んで、その財産を相続していない。」

「だから、君がおじいさんの財産を相続することはない。遺産は、すべては私のものだ。」



# <代襲相続（887ⅡⅢ・889Ⅱ）>

## キーワード：「代襲相続」（だいしゅうそうぞく）

被相続人死亡以前



相続人となるべき子 or 兄弟姉妹が、死亡等によって相続権を失った場合



その直系卑属（兄弟姉妹の場合はその子に限る）が



その者に代わってその者の受けるはずであった相続分を相続する



A (被相続人) ②死亡

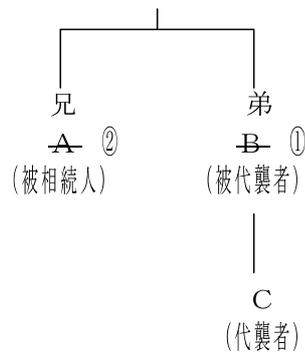


B (被代襲者) ①死亡



C (代襲者)

Aの財産をCが相続



Aの財産をCが相続

(1) 遺言能力

15歳に達したものは単独で遺言ができる(961)

私も遺言書でも、作っておくか!



15歳

(2) 遺言の効力発生時期

遺言者死亡の時(9851)

(3) 自筆証書遺言(968)

- ① 遺言者が全文、自筆で作成する  
 ⇒タイプライター・ワープロ ×

ただし、遺言書に添付する「財産目録」は、自筆であることを要しない(平成30年改正)。

② 日付の記載

※遺言書作成時における遺言能力(15歳に達しているか)を判定するために必要。  
 2通以上の遺言が作成された場合にその前後を明らかにするために必要。

a 満何歳の誕生日	○
b 還暦の日	○
c 平成○年○月 <u>吉日</u>	×

③ 氏名の記載

※本人の同一性の確認

a 氏 or 名だけの記載	○
b ペンネーム・通称	○
c 全く氏名の記載はないが、筆跡から判明する場合	×

④ 押印

※本人の同一性の確認

< 条文の構造 >

